資料１－２

第３期北海道スポーツ推進計画〈概要版〉

第１章　第３期スポーツ推進計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

・　令和４（２０２２）年３月、国の第３期スポーツ基本計画が策定されるとともに、道では、「北海道スポーツ推進条例」が新たに公布・施行
・　本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和５（２０２３）年度から５年間を計画期間とする「第３期北海道スポーツ推進計画」を策定

２　計画の位置づけ

・　スポーツ基本法第１０条及び北海道スポーツ推進条例第６条に基づき策定
・　北海道スポーツ推進審議会や地域スポーツ関係者からの意見を聴取するとともに、道内の経済、社会情勢の変化などを踏まえ策定

３　計画の期間

令和５（２０２３）年度から令和９（２０２７）年度までの５年間

４　推進体制

令和４（２０２２）年７月に発足した「北海道スポーツみらい会議」と連携し、オール北海道で推進

５　進捗管理

毎年度、北海道スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえ、計画の効果的な推進に努める。

第２章　めざす姿と基本方針

１　スポーツを取り巻く環境

◇東京２０２０・北京２０２２オリパラ開催
◇本道の地域特性（豊かな自然環境、国際舞台で活躍する選手を数多く輩出）
◇本道を本拠地として誕生したプロスポーツチームへの応援の輪の広がり

北海道の潜在力

◆新型コロナウイルス感染症の影響
◆北海道の総人口の減少と将来的な本道のスポーツ人口の減少への懸念
◆運動部活動のあり方改革

２　基本方針

（スポーツの意義・役割）

・「する」・・・・・健康や生きがいをもたらす。
・「みる」・・・・・感動、楽しさ、生きがいを与える。
・「ささえる」・・・地域への一体感を醸成する。
・「しる」・・・・・様々な効果への理解、意欲や自主性を育む。

「つながる」・・・
人と人とのつながりを深める。

スポーツの持つ力

（基本方針）

1　スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実

2　北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現

3　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上**の促進**　**（※パブリックコメントを受けて修正）**

4　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

5　オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

３　めざす姿

新型コロナウイルス感染症の影響や将来のスポーツ参画人口の減少など、
スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変動していく中にあって、
「スポーツの持つ力」を最大限活用し、**「北海道の潜在力」**を発揮しながら、
北海道スポーツのみらいをひらき、**将来にわたる持続可能な社会の実現**に寄与することをめざす。

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

基本方針	項　目	今後の方向性の主なもの
1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実	(1)様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (2)子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実 (3)スポーツに親しむ環境の充実 (4)スポーツの観戦・応援気運の醸成	○ プロスポーツチーム**や実業団、クラブチーム**等が行う観戦や応援気運醸成に関する取組との連携強化・促進 **（※パブリックコメントを受けて修正）** ○ 医・科学的な観点からスポーツの有用性を啓発 ○ 総合型地域スポーツクラブの設置促進 等 **【目標】** ○ 本道の成人の週１回以上のスポーツ実施率　７０％ ○ **１週間の総運動時間が６０分未満の小中学生の割合を半減　（※R4第３回審議会から追加）** ○ 新体力テスト総合評価がC以上の小中学生の割合 小学生８０％・中学生は８５％ ○　全ての市町村に総合型地域スポーツクラブを設置
2 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現	(1)北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化 (2)スポーツの成長産業化 (3)スポーツでつくる優しい共生社会	○ 地域スポーツコミッションの設立促進 ○ スタジアムを核としたまちづくりへの協力 ○ 障がい者スポーツの体験等による理解促進と多様な主体による支援の拡大 **【目標】** ○ 地域におけるスポーツコミッション数　　３４ ○ 障がい者スポーツ指導者数　　１，３００人 ○ **障がい者（成人）の週１回以上のスポーツ実施率４０％　（※R4第３回審議会から追加）** ○ 障がい者スポーツを体験したことのある者の割合 ２０％
3　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上**の促進** **（※パブリックコメントを受けて修正）**	(1)競技力向上に向けたどさんこ選手の強化と指導者の充実 (2)世界に羽ばたく次世代アスリートのすそ野拡大と発掘・育成 (3)地域間・国際交流機会の拡大による競技力の向上 (4)ウィンタースポーツの振興と競技力向上	○ HPSC（ハイパフォーマンススポーツセンター）の道内設置の働きかけ ○ ジュニア期からの将来有望な選手の発掘・育成 ○ 女性アスリートや多様な性のあり方に関する理解促進 **【目標】** ○ 夏季・冬季オリパラにおいて過去最高水準の出場者数、メダル獲得数、金メダル獲得数、メダル総獲得数の実現
4　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり	(1)スポーツの安全・安心の確保 (2)スポーツボランティアの育成 (3)アスリートのセカンドキャリアの形成	○競技団体のガバナンスコードの策定・公表の促進 ○セカンドキャリア形成に向けた引退選手の活躍機会の拡充
5　オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展 ～東京・北京大会により高まった気運を一過性のものとせず、基本方針１～４を展開し、継承・発展		

【参考】　計画（素案）に対するパブリックコメント結果について

1　募集結果

① 募集期間　令和４（２０２２）年１２月１６日（金）～令和５（２０２３）年1月１５日（日）
② 提出意見　４個人、１団体から総数　１０件

2　意見の反映状況

区　分		意見数
A	意見を受けて案を修正したもの	2　件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	1　件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	3　件
D	案に取り入れなかったもの	3　件
E	案の内容についての質問等	0　件
–	その他の意見等（案とは関連性のない意見）	1　件

3　意見の概要

区　分	意見の概要	意見に対する道の考え方
1	**〈基本方針３　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上〉に関して** 選手の育成、指導者の養成、人材の発掘については、道だけが単独で行っているわけではないため、スポーツ関係団体との連携や、道が「促進」していくとした表現が望ましい。	意見を踏まえ、基本方針３について、「どさんこ選手の国際競技力の維持・向上の『**促進**』」と修正します。 A
2	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策** **１スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実** **（４）スポーツの観戦・応援気運の醸成〉に関して** プロスポーツチーム等が複数存在することが記載されているが、プロスポーツチームに限定したものと見受けられるため、実業団やクラブチームといった社会人チームを含む表現が望ましい。	よりわかりやすい表現として、「プロスポーツチーム」の後に**「実業団、クラブチーム等」を加え**、例示を修正します。 A
3	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策** **２　北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現** **（３）スポーツでつくる優しい共生社会〉に関して** 障がいのある方々は、スポーツをしたくても、周囲の支援、指導者などの人材、受け入れできる施設が少ないなど課題が多いため、障がい者スポーツの振興、発展に繋がるよう理解促進などの施策に積極的に取り組んでいただきたい。	第３章２（３）の「現状と課題」のとおり、指導者、ボランテイア含めた人材、障がい者優先・専用施設といった障がい者がスポーツを行いやすい環境は十分とはいえない状況を踏まえ、意見と同趣旨で「今後の方向性」を記載しております。 B
4	**〈第２章めざす姿と基本方針　２基本方針〉に関して** いつ、どこで、どのようなスポーツができるのか「知る」機会を増やすことでスポーツ実施率、障がい者スポーツの実施率を増加させることも期待できる。	北海道スポーツみらい会議と連携し、「しる」機会を増やすなど、いただいた意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 C

区　分	意見の概要	意見に対する道の考え方
5	**〈第２章めざす姿と基本方針　２基本方針〉に関して** スポーツ参画人口拡大やスポーツによる地域活性化、スポーツをささえる環境づくりを実質化することの困難さは想像に難くない。	施策を実現するためには、多くの課題があることを認識し、スポーツ関係者と相互に協力していくこととし、いただいた意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 C
6	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策　４　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり〉に関して** スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくりに「目標」が設置されていないのは気になった。	安全・安心といった内容については、数値などの目標設定がなじまないと考えおり、安全・安心の確保などを図るため、施策を進めていくこととしており、いただいた意見については、参考とさせていただきます。 C
7	**〈第２章めざす姿と基本方針　１スポーツを取り巻く環境〉に関して** 国で進める公立中学校等の運動部活動から地域スポーツ活動への移行はしなくてよい。また、地域移行に向けた総合型地域スポーツクラブなどの活動の場を確保するなどの取組はする必要がない。	国の動きも注視しながら、本道の未来を担う子ども達がスポーツに継続して親しむことができるよう、機会や環境の充実を図ることは重要と考えています。 D
8	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策** **３　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上** **（１）競技力向上に向けたどさんこ選手の強化と指導者の充実〉に関して** どさんこの青少年を「メダル獲得マシーン」にしか考えていないのか。 「勝利至上主義」は、巧妙なドーピングの強要や、相手選手側のドリンクへの投薬、十代選手の使い捨て養成等、基本方針「４ スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり」と矛盾する極めて不健全な思考なので、設定目標を削除すべきである。	道では、障がいや性別その他の事情に関わらず「自主的」・「積極的」にスポーツに参加でき、ささえあう社会の実現を目指しています。 また、国の第３期スポーツ基本計画では、スポーツは「自発的」な参加を通じて、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものと捉えた上で、国際競技力の向上に係る施策と目標を設定しており、道としても、「自主的」・「自発的」な参加をささえるとの考え方により、国の目標を準用して設定しているところです。 D
9	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策** **５ オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展〉に関して** １９９８長野冬季五輪も、２０２０年東京五輪も、招致活動時の贈収賄疑惑と日本五輪委員会役員に因る贈収賄逮捕、競技施設の多額の建設費と維持費の負の遺産など、地域の健全な発展を阻害し、日本の醜い部分を曝け出すばかりなので、オリンピック・パラリンピック競技大会は終焉させ、競技種目別の大会を残すだけでよい。	当該方針は、東京・北京大会で高まった気運を一過性のものせず、スポーツ参画人口の拡大など、基本方針１から４を展開し、継承・発展させていくことを謳っています。 D
１０	**〈第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策** **１　スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実** **（２）子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実〉に関して** 子どものスポーツの練習に関して、北海道は夏は冷涼な気候であるため、寒い時期に休みを長くし、夏休みを短くしたらよいと思う。他の地域は、夏は暑くて仕方がないため。	本道の気候を理由とした夏季・冬季の休みの期間の設定については、本計画の範囲外となります。 －